

第20号様式記載の手引 (その1)

「所在地」本店の所在地を記載してください。
「法人名」法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。
「代表者氏名」この申告書の提出時における法人の代表権を有する者の氏名を記載し、法人の代表者印（職印等）を併記してください。
「法人税法の規定によって計算した法人税額①」次に掲げる法人税の申告書の区分ごとに、それぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載してください。
「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載してください。
「還付法人税額等の控除額③」第20号様式別表2の3の④の計額の金額を記載してください。
「退職年金等積立金に係る法人税額④」法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載してください。
「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①+②-③+④ ⑤」次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。
「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、本市内のみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。

- 1 この申告書の用途等
(1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
(2) この申告書は、大阪市長に1通（提出用）を提出してください。
(3) 申告書には、代表者の記名及び押印をお願いします。

- 2 各欄の記載のしかた
(1) 金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
(2) 連結法人及び連結法人であった法人については、①の欄から④の欄までは記載せず、⑤の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載してください。
(3) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人については、①の欄から④の欄までは記載せず、第20号様式別表1の2を添付してください。

大阪市長宛の「法人税申告書」のフォーマット。
表紙には「平成 年 月 日」と「法人番号」を記入する欄がある。
「事業種目」欄には「電気器具製造業」と記載されている。
「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄には「0.00」と記載されている。
「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①+②-③+④ ⑤」欄には「0.00」と記載されている。
「均等割額」欄には「0.00」と記載されている。
「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」欄には「0.00」と記載されている。
「外国の法人税等の額の控除額⑧」欄には「0.00」と記載されている。
「差引法人税割額⑤-⑦-⑧-⑨又は⑥-⑦-⑧-⑨ ⑩」欄には「0.00」と記載されている。
「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑪」欄には「0.00」と記載されている。
「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑫」欄には「0.00」と記載されている。
「この申告により納付すべき法人税割額⑬」欄には「0.00」と記載されている。
「この申告により納付すべき市民税額⑭+⑮」欄には「0.00」と記載されている。
「この申告により納付すべき均等割額⑯」欄には「0.00」と記載されている。
「この申告により納付すべき市民税額⑭+⑮」欄には「0.00」と記載されている。
「この申告により納付すべき均等割額⑯」欄には「0.00」と記載されている。

「均等割額」の計算方法に関する説明。
(1) 均等割額に⑩の欄の月数を乗じて得た金額を12で除して得た金額を記載し、この金額が100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載してください。
(2) 2以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、「⑩の計算」の欄の各区の均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載してください。
(3) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄に「期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄に「期末現在の資本金の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。

「管理番号」・「申告区分」本市より申告納付依頼状を送付している場合、申告納付依頼状右上の管理番号（8桁）を「管理番号」欄に、CD（チェックアジツ）（1桁）を「申告区分」欄に記載してください。
「法人番号」国税庁より通知される13桁の法人番号を記載してください。
「この申告の基礎」法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載してください。
「事業種目」事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
「期末現在の資本金の額又は出資金の額」(1) 期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。
(2) 資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。
※ 必ず記載してください。
「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」(1) 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。
(2) 資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。
※ 必ず記載してください。
「期末現在の資本金等の額」次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。
(1) 連結申告法人以外の法人（③に掲げる法人を除きます。）
(2) 連結申告法人（③に掲げる法人を除きます。）
(3) 保険業法に規定する相互会社
(4) 地方税法施行令第45条の5において準用する地方税法施行令第6条の25第1号に定める金額
※ 必ず記載してください。
「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの事業年度分又は連結事業年度分」□に事業年度又は連結事業年度の開始年月日と終了年月日を記載してください。
「市民税の申告書」空欄は、次のように記載してください。
(1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合は、「中間」
(2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書に係る申告の場合は、「確定」
(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」
※ 修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄にも記載してください。
「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載してください。
※ 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
「外国の法人税等の額の控除額⑧」第20号の4様式の⑩の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑩の欄の本市分の金額）を記載してください。
※ 市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
「差引法人税割額⑤-⑦-⑧-⑨又は⑥-⑦-⑧-⑨ ⑩」この金額が100円未満の端数があるときは、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額を記載してください。
なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。
「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑪」既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の2様式の申告書の⑪又は⑫の欄の金額についても記載してください。
「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑫」⑩の欄の金額-⑪の欄の金額と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載してください。
この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。
「この申告により納付すべき法人税割額⑬」記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
※ 「この申告により納付すべき均等割額⑯」の欄についても同様に記載してください。
「算定期間中に事務所等を有していた月数⑭」この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載してください。
※ 算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。

第20号様式記載の手引 (その2)

3 税率

(1) 法人税割の税率

⑤又は⑥欄の法人税割の税率は、次の表の区分によって記載してください。

法人の区分	税率	
	平成26年9月30日までに開始した事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
「期末現在の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人」又は「資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。）で、⑤（分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額）が年2,000万円（半年1,000万円）以下に該当する法人（ただし、法人課税信託の引受けを行うもの又は清算中の法人を除きます。）	12.3 100	9.7 100
上記以外の法人	14.5 100	11.9 100

(2) 均等割の税率（平成6年4月1日以後終了事業年度又は連結事業年度分）
均等割の税率は、次の表の区分によって記載してください。

法人の区分	従業者数	税率（年額）
(1) 法人税法第2条第5号に規定されている公共法人で均等割が課税されるもの ・ 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの ・ 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの ・ 一般社団法人・一般財団法人（非営利型を除く。） ・ 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		50,000円
(2) 算定期間の末日現在の資本金等の額が1,000万円以下である法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
(3) 算定期間の末日現在の資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
(4) 算定期間の末日現在の資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
(5) 算定期間の末日現在の資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
(6) 算定期間の末日現在の資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

注 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社については純資産額）をいいます。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に係る申告にあっては、無償増資、無償減資等による欠損てん補を行った金額を調整した金額とします。また、調整後の資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額を資本金等の額とします。

2 「従業者数」とは、区内に有する事務所等又は寮等の従業者（役員を含む。）の数の合計数をいいます。

3 「公益法人等」とは公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型）、一般財団法人（非営利型）、認可地縁団体及び特定非営利活動法人などをいいます。

平成27年度税制改正について～資本金等の額が改正されました。～

資本金等の額とは、「①資本金の額又は出資金の額」と、「②株主等から法人に払込み又は給付をした財産の額で、資本金の額又は出資金の額として組み入れられなかったもの等（例：資本準備金、加入金）」の合計額（①+②）をいいます（法人税法施行令第8条、第8条の2）。

ただし、平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、一定の要件を満たす無償増資、無償減資等による欠損てん補を行った場合、上記の資本金等の額に加減算の調整を行った後の金額を、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額とします（地方税法第292条第1項第4号の5）。この場合、その事実等を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）の提出をお願いします。

また、上記加減算調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とします（地方税法第312条第6項～第8項）。

必要書類の添付のお願い

均等割の税率区分の基準となる資本金等の額について、地方税法第292条第1項第4号の5イに掲げる金額の加算又は減算を行う法人は、次のとおりその事実等を証する書類を添付してください。

- 無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人（地方税法第292条第1項第4号の5イ(1)）にあっては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）
- 無償減資等による資本の欠損てん補を行った法人（地方税法第292条第1項第4号の5イ(2)）にあっては、資本の欠損てん補を行った事実及び資本の欠損てん補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）
- 剰余金を損失てん補に充てた法人（地方税法第292条第1項第4号の5イ(3)）にあっては、剰余金を損失てん補に充てた事実及び剰余金を損失てん補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書 等）

「分割基準」
2以上の市町村に事務所等を有する法人で、本市に從たる事務所等を有する場合に記載してください。
この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。

(1) 算定期間の途中で新設された事務所等 算定期間の末日現在の従業者数 × $\frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(2) 算定期間の途中で廃止された事務所等 廃止された月の前月末現在の従業者数 × $\frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数か最も少ない数の2倍を超える事務所等 $\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$

※ 月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載してください。
※ 本市に主たる事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。

「大阪市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」
算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。
なお、従業者のうち、アルバイト、パートタイマー、日雇者（以下「アルバイト等」といいます。）については、本市内に有する事務所等ごとに次の方法により算定した数の合計数をもって、当該アルバイト等の数とすることができます。

(1) 原則として、算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数を170で除して得た数値（次の場合は、それぞれの方法により算定した数値）

ア 算定期間の末日が月の中途である場合
 $\frac{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までの日数}}$

イ 算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日とその算定期間の末日の属する月の中途である場合
 $\frac{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日までの日数}}$

(2) (1)の方法に準じて算定期間に属する各月の末日現在におけるアルバイト等の数を算定した場合において、そのアルバイト等の数のうち最大であるものの数値が、そのアルバイト等の数のうち最少であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合については、(1)の方法に代えて算定期間に属する各月の末日現在における(1)の方法に準じて算定したアルバイト等の数の合計数
 $\frac{\text{算定期間の月数}}{\text{算定期間の月数}}$
によりその数を算定することができます。
この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。

(3) (1)及び(2)において、その算定した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。
※ 本欄に記載する従業者数と上記の「分割基準」に記載すべき従業者数とは異なる場合があります。
※ 必ず記載してください。

「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」
次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載してください。

- 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。）
法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（法人税の明細書（別表5(1)の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載の金額）
- 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。）
法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（法人税の明細書（別表5の2(1)付表1）の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載の金額）
- 保険業法に規定する相互会社
純資産額

「法人税の申告書の種類」
次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示してください。

- 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」
- その他の申告書を提出する法人 「その他」

「翌期の中間申告の要否」
次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示してください。

- 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち特別控除戻税額等がある場合には、当該特別控除戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項（同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告を必要とする法人を含みます。）
- 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人

「法人税の申告期限の延長の処分の有無」
次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示してください。

- 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）
- 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」
銀行振込により還付金の受領を希望する場合は必ず記載してください。
なお、銀行振込によらない場合は、市税事務所から後日支払の通知をします。

「還付請求税額」
中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、③の欄又は④の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。

「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」
2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするときに記載してください。この場合において記載する金額は、③の欄に記載した金額と同額になります。

「⑤の計算」
2以上の区に事務所等又は寮等を有する法人は、次により記載してください。

- 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載してください。
- 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。
- 「従業者数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者数を記載してください。

※ 9以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。（第20号様式別表4の3がお手元がない場合は、ご請求ください。）